

道北バス株式会社に係る運賃協議分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の道北バス株式会社に係る運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 分科会は、交通会議の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、交通会議設置要綱第9条及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、旭川市における需要に応じ、市民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある道北バス株式会社の営業区域に係る運賃等について協議を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 旭川市長が指名する者
- (2) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（道北バス株式会社）
- (3) 旭川運輸支局長が指名する者
- (4) 旭川市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2 分科会に進行役を置く。

3 進行役は、会長が指名するものとする。

4 進行役は、分科会の事務を主宰する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長の指示、又は進行役が必要に応じて招集する。

2 会議は、分科会を構成する委員の全員が出席しなければ開くことができない。

3 進行役は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

4 議決の方法は、委員の過半数とする。

(報告)

第5条 進行役は、分科会の協議及び調整の経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

沿岸バス株式会社に係る運賃協議分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の沿岸バス株式会社に係る運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 分科会は、交通会議の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、交通会議設置要綱第9条及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、旭川市における需要に応じ、市民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある沿岸バス株式会社の営業区域に係る運賃等について協議を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 旭川市長が指名する者
- (2) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（沿岸バス株式会社）
- (3) 旭川運輸支局長が指名する者
- (4) 旭川市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2 分科会に進行役を置く。

3 進行役は、会長が指名するものとする。

4 進行役は、分科会の事務を主宰する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長の指示、又は進行役が必要に応じて招集する。

2 会議は、分科会を構成する委員の全員が出席しなければ開くことができない。

3 進行役は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

4 議決の方法は、委員の過半数とする。

(報告)

第5条 進行役は、分科会の協議及び調整の経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

旭川市内のバス運賃改定について（道北バス）
（協議運賃の合意）

1 改定の趣旨

旭川市内のバス乗車人員数は、過去 10 年で約 1,350 万人から約 840 万人まで減少している一方で、車両管理コストや燃料費の増もあり、現在は路線バス運行に係る収支のバランスが崩れている上に、全国的に運転手の不足を理由とした減便が行われる中、本市においても路線バス運転手は減少しており、このままではバス路線網の維持が困難な状況となってきました。

このような中、旭川電気軌道株式会社が、令和 6 年 4 月 1 日（予定）からの運賃改定を発表しており、同社路線と重複するバス路線において同社との同一の運賃体系を維持することで、現在共通利用が可能な IC カードの使用に支障が出るなど利用者の混乱を避けること等を目的とし、また安定した運営形態や運転手の確保など、路線バス運行に係る収支改善に資するため、道路運送法第 9 条第 4 項の規定に基づく協議を行い、地域に適した市内路線バスの適正な運賃を設定いたします。

2 改定の対象

（1）対象事業者

道北バス株式会社

（2）対象運賃

本市内特殊区間制運賃

（3）対象となる理由

協議運賃の対象とする区間は、本市内で完結しており、市内移動の多くを占める特殊区間制運賃の区間とする。

3 特殊区間制運賃改定に当たっての考え方

（1）検討の基礎データについて

適正運賃の検討に当たっては、対象事業者である道北バス株式会社のデータを基に行った。

(2) 運賃値上げによる効果の試算について

特殊区間制運賃を旭川電気軌道株式会社の値上げ幅と同額にした場合
(半区, 1区, 2区は20円, 3区, 4区は30円値上げ)

| 特殊区間制 運賃の試算 | 経常収入 (千円) | アップ率 (%) |
|----------------|--------------|-------------|
| 現行 | 385,407 | — |
| 改定後 | 432,969 | 12.3 |

(3) 新型コロナウイルス感染症からの回復等について

| | 利用者数 (人) | 対前年比 (%) |
|-------|-------------|-------------|
| 令和3年度 | 7,571,547 | — |
| 令和4年度 | 8,353,380 | 110.3 |

※旭川市内の路線バス利用者数

(4) シミュレーションの結果について

令和4年度の状況を基に, 特殊区間制運賃の区間の収支改善状況の計算を行った。

計算に当たっては, 新型コロナウイルス感染症の影響からの回復状況を考慮することとし,
令和3年度から令和4年度の回復率を乗じて補正した。

| | 経常収入 (千円) | 経常収入 ※コロナ回復補正後 (千円) | 経常費用 (千円) | 収支 ※コロナ回復補正後 (千円) |
|-----|--------------|---------------------------|--------------|-------------------------|
| 現行 | 385,407 | 425,104 | 505,503 | ▲80,399 |
| 改定後 | 432,969 | 477,565 | 505,503 | ▲27,938 |

(5) 結論について

重複路線において先行して運賃改定を公表している旭川電気軌道と同一の運賃体系を維持することで利用者の混乱回避を図るとともに, 今後もコロナ禍で落ち込んだ需要の回復が期待できること等を踏まえ, 市民生活への影響を考慮し急激な運賃上昇とされない範囲での収支改善とするため, 特殊区間制運賃の値上げ幅を旭川電気軌道株式会社と同額の20~30円とする。

4 運賃改定について

(1) 実施時期

令和6年4月1日

(2) 改定内容

| 運賃制度 | | 現行 | 改定後 |
|-------|----|------|------|
| 特殊区間制 | 半区 | 180円 | 200円 |
| | 1区 | 200円 | 220円 |
| | 2区 | 220円 | 250円 |
| | 3区 | 240円 | 270円 |
| | 4区 | 260円 | 290円 |

(3) 各種運賃への適用方法について

通勤定期・通学定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃は、(2)に示す運賃を適用して算出した運賃とする。なお、算出方法については、令和6年1月1日現在の道北バス株式会社の運賃適用方法により算出するものとする。

(4) その他

令和6年4月1日以降、道北バス株式会社が「路線や運行系統の新設及び変更」並びに「停留所の新設、変更及び廃止」など、本協議運賃に関係する区間において、申請又は届出を行う場合は、これらに伴い新たに定められる特殊区間制及び対キロ区間制の区界につき、既存の路線との均衡が図られることを前提として、本協議運賃に記載する内容を適用できることとする。

旭川市内のバス運賃改定について（沿岸バス）
（協議運賃の合意）

1 改定の趣旨

旭川市内のバス乗車人員数は、過去 10 年で約 1,350 万人から約 840 万人まで減少している一方で、車両管理コストや燃料費の増もあり、現在は路線バス運行に係る収支のバランスが崩れている上に、全国的に運転手の不足を理由とした減便が行われる中、本市においても路線バス運転手は減少しており、このままではバス路線網の維持が困難な状況となってきております。

このような中、道北バス株式会社が本市内で運行する路線について、令和 6 年 4 月 1 日からの値上げについて、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議を行っているため、共同運行を行っている路線についても同項の規定に基づく協議を行い、地域に適した市内路線バスの適正な運賃を設定いたします。

2 改定の対象

（1）対象事業者

沿岸バス株式会社

（2）対象運賃

本市内特殊区間制運賃の適用区域内

（旭川駅前～1 条 2 丁目～神居 2 条 10 丁目～高砂台入口）

（3）対象となる理由

対象事業者が、対象運賃で運行している留萌旭川線は、道北バス株式会社と共同運行されている路線であることから、道北バス株式会社が協議運賃による値上げを予定していることに伴い、同一の運賃体系を維持する必要があるため。

3 運賃改定について

（1）実施時期

令和 6 年 4 月 1 日

（2）改定内容

別紙のとおり

（3）各種運賃への適用方法について

通勤定期・通学定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃は、（2）に示す運賃を適用して算出した運賃とする。なお、算出方法については、令和 6 年 1 月 1 日現在の沿岸バス株式会社の運賃適用方法により算出するものとする。

(4) その他

令和6年4月1日以降、沿岸バス株式会社が「路線や運行系統の新設及び変更」並びに「停留所の新設、変更及び廃止」など、本協議運賃に関係する区間において、申請又は届出を行う場合は、これらに伴い新たに定められる特殊区間制及び対キロ区間制の区界につき、既存の路線との均衡が図られることを前提として、本協議運賃に記載する内容を適用できることとする。

別紙

1. 普通旅客運賃表

上段：改定運賃

下段：現行運賃

| | | | | | |
|-------|-------|--------|------|--------------|--------------|
| | | | | | 旭川駅前 |
| | | | | 1条2丁目 | 200円 180円 |
| | | | 神楽3条 | 200円 180円 | 220円 200円 |
| | | 神居 | 200円 | 220円 | 220円 |
| | | 2条10丁目 | 180円 | 200円 | 200円 |
| | 神居 | 200円 | 220円 | 250円 | 250円 |
| | 2条1丁目 | 180円 | 200円 | 220円 | 220円 |
| 高砂台入口 | 200円 | 220円 | 220円 | 250円 | 250円 |
| | 180円 | 200円 | 200円 | 220円 | 220円 |

2. 定期旅客運賃（参考）

普通旅客運賃にもとづく。算出方法はこれまでどおり。

| 普通旅客運賃 | 通学定期券 | | 通勤定期券 | |
|--------|--------|---------|---------|---------|
| | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 1ヶ月 | 3ヶ月 |
| 180円 | 6,480円 | 18,470円 | 7,560円 | 21,550円 |
| 200円 | 7,200円 | 20,520円 | 8,400円 | 23,940円 |
| 220円 | 7,920円 | 22,570円 | 9,240円 | 26,330円 |
| 250円 | 9,000円 | 25,650円 | 10,500円 | 29,930円 |

道路運送法（抜粋）

発令 　　：昭和26年6月1日号外法律第183号

最終改正：令和5年4月28日号外法律第18号

改正内容：令和5年4月28日号外法律第18号[令和5年10月1日]

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

旭川市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、旭川市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）を含む地域公共交通に関する計画策定及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 旭川市長が指名する者
- (2) 北海道知事が指名する者
- (3) 旭川市内を営業路線とする一般乗合旅客運送事業者の代表者が指名する者
- (4) 旭川市内の一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局長が指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(会長及び監事)

第4条 交通会議に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名

2 会長は、旭川市の職員の中から地域振興部長の職にある者を充て、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 構成員の互選により選任された監事は出納監査を行い、監査の結果を交通会議に報告する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議は、必要により座長を置くことができる。
- 5 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数（代理人を含む。）とする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 交通会議は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 やむを得ない事情により会長が議長を務められない場合は、会長の指名を受けたものが議長を務める。

（書面開催）

- 第6条 緊急を要するなどやむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合は、書面により構成員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。
- 2 第1項の規定にかかわらず、構成員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
 - 3 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに構成員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

（協議結果の取扱い）

- 第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

- 第8条 交通会議は、会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、第3条の構成員その他交通会議が必要と認めた者で構成する。
 - 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

（分科会）

- 第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的もしくは個別的に調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

- 第10条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、旭川市地域振興部都市計画課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

（会計）

- 第11条 交通会議の運営及び事業実施に必要な予算編成、現金の出納その他会計に関し必要な事項は

会長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、網形成計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(会議が解散した場合の措置)

第12条 会議が解散した場合には、会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月2日から施行する。